一　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号及び三百二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A　六・八〇～七七・七四メートル	一七・九二二キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C　一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	
		A　六・八〇～七七・七四	一七・九二二	
		B・C・D　一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三豊市豊中町本山甲字樋之尻一八九六番二地先から同市豊中町本山甲字新田一八〇四番一まで	前	一〇・八六～二五・九六メートル	〇〇・三二四キロメートル
	後	一八・〇七～五一・五二	〇〇・三二四

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一〇号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
霧島市隼人町真孝字中道一二五四番一から同市隼人町真孝字西浜田二六三〇番一まで	前	八・五七～二一・四九メートル	〇〇・八三八キロメートル
	後	一八・一四～三〇・八四	〇〇・八三六

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	うきは市吉井町鷹取字黒原一六八一番から同市吉井町鷹取字黒原一六九三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十日

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡湧別町信部内六一番一から紋別市沼の上一八一番二まで	前	一八・〇〇～九六・五〇メートル	一・二二五キロメートル
	後	一七・二五～一一一・〇〇	一・二二五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○沖縄総合事務局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

沖縄総合事務局長　樋谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅儀間一一六番二から同町字小那覇桃原二六五番三まで	前	一八・〇〇～二六・〇〇メートル	〇〇・一二三キロメートル
	後	一九・五〇～四七・八〇	〇〇・一二三

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

沖縄総合事務局長　樋谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	宜野湾市大謝名五丁目五四八番から同市大謝名五丁目一八七番まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十日